

令和6年度新潟市二十歳のつどい 運営業務委託候補者選定実施要領

1 委託業務の概要

- (1) 委託事業名 令和6年度新潟市二十歳のつどい企画運営業務
- (2) 実施日 令和7年1月12日(日)
- (3) 会場 朱鷺メッセ 展示ホール(新潟市中央区万代島6番1号)
- (4) 業務内容 別紙1「令和6年度新潟市二十歳のつどい 運営業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託金額 6,150,000円以内(税込)
 - <委託金額に含まれるもの>
 - 企画提案に基づく委託業務、市や関係機関との打合せに要する経費、会場備品使用料
 - <委託金額に含まれないもの>
 - 施設利用料、展示控室利用料、冷暖房費
- (6) 募集期間 下記のとおり(令和6年8月16日～9月3日)

2 提案の手続き

- (1) 参加できる者
 - 提案者は、次の項目全てに該当する者とする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
 - ② 新潟市長から指名停止の措置を受けている期間中でない者
 - ③ 新潟市競争入札参加資格者名簿に登録されている者
 - ④ 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会より警備業の認定を受けている者、又はその者と共同事業体を組んでいる者
 - ⑤ 提案者自らが、暴力団、暴力団員及び暴力団等に準ずる者(反社会的勢力)でなく、また反社会的勢力との関係を有していないこと
- (2) 質問の手続き
 - ① 提出書類 別紙2「質問書」の様式による
 - ② 提出期限 令和6年8月23日(金)
 - ③ 提出方法 メール、郵送または持参のいずれか
 - ④ 回答方法 令和6年8月28日(水)までに質問業者に回答するほか、参加表明書を提出した業者全員にもメールにて通知する。
なお、質問の回答書は本要領の追加または修正とみなす。
- (3) 参加表明書の提出
 - ① 提出書類 別紙3「参加表明書」の様式による
(警備業認定証の写しを添付すること。なお、共同事業体においては共同事業体を組んでいることを証する書面の写しを添付すること。)
 - ② 提出期限 令和6年8月30日(金)午後5時必着
 - ③ 提出方法 郵送または持参すること。(メールでの提出は不可)
持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までとし、郵便の場合は提出期限までに必着のこと。

(4) 提案書の提出方法

- ① 提出書類 別紙4「令和6年度新潟市二十歳のつどい運營業務提案書作成要領」による
- ② 提出期限 令和6年9月3日(火)午後5時必着
- ③ 提出部数 提案書7部(正本1部、副本6部)
正本1部にのみ社名を表示し、副本6部は提案者が特定できないよう、社名、社章等は一切掲載しないこと。
- ④ 提出方法 提出する提案は1案とし、提案書は持参または郵送すること。
メールによる提出は受理しない。
持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までとし、郵便の場合は提出期限までに必着のこと。ただし配達記録の残る書留郵便に限る。
要求した内容以外の書類及び資料等については一切受理しない。

3 候補者選定の実施方法

(1) 選定委員会の設置

運営候補者の選定は、令和6年度新潟市二十歳のつどい運營業務委託候補者選定委員会(以下、「委員会」という。)が、別紙5「評価項目表」の配点基準に基づき行う。
委員会の委員は、次のとおりとする。
有識者1名、社会教育機関関係者1名、新潟市職員3名 計5名

(2) 委員会の審査方法

① 事前書類審査

事務局であらかじめ「提案者の失格事項」及び「提案書が作成要領に沿って作成されているか」を審査する。

② プレゼンテーション

日 時 令和6年9月11日(水) 14時
会 場 新潟市役所ふるまち庁舎 401会議室
(新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階)
※西堀地下駐車場をご利用の場合は無料処理

説明人数 1者4人以内

説明時間 1者20分以内

質問時間 1者15分以内

その他 提出された提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、
これ以外の資料の使用は認めない。

(3) 評価の方法

委員会において、別紙5「評価項目表」の配点により採点した各委員の得点を合算し、高得点順に1位から3位まで選定する。

評価結果が同得点であった場合は、委員による多数決により選定する。

ただし、審査項目毎に基準点を設け、各委員の得点を合算した平均値が基準点を下回る項目が1つでもあれば失格とする。

(4) 選定された者の権利義務

- ① 委員会で選定された候補者には、令和6年度新潟市二十歳のつどい運営業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。
- ② 新潟市は、第1位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行う。合意した場合は「企画・運営に伴う必要経費の見積書」記載金額の範囲内で契約を締結する。
- ③ 第1位交渉権を与えられた者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位の者を繰り上げてその者と協議し、以下同様とする。
- ④ 契約手続きは、新潟市契約規則に定めるところによる。

(5) 委員会における審査結果の通知

審査結果については、各提案者に対し文書をもって通知するとともに、新潟市ホームページに掲載する。

(6) 提案者の失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- ① 前記「2 提案の手続き (1) 参加できる者」で定めた参加資格要件を満たさない者
- ② 提案書提出期限に遅れた者
- ③ 審査のヒアリングに遅れた者
- ④ 本要領の公表以降、委員会において選考が終了するまでの間に選定委員に接触を行った者
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ⑥ 前記「1 委託業務の概要 (5) 委託金額」を超える見積り金額を提案した者

4 各種書類提出先

新潟市教育委員会 生涯学習推進課 担当：石澤、浦部
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階
電話：025-226-3218
FAX：025-226-0053
Eメール：lifelong.ed@city.niigata.lg.jp

問い合わせ先

新潟市教育委員会生涯学習推進課 石澤、浦部
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地
古町ルフル4階
TEL：025-226-3218 FAX：025-226-0053
E-mail：lifelong.ed@city.niigata.lg.jp